

# 東京税財政研究センター 会報

NO.106

2018.10.1

発行人 岡田俊明  
東京都新宿区百人町1-16-18  
センチュリービル2F

TEL 03(3360)3871

FAX 03(3360)3870

E-mail [tzzkc@nifty.com](mailto:tzzkc@nifty.com)

第25回通常総会  
開かる

## 新体制で飛躍へGO!

### 就任のご挨拶

理事長 岡田俊明



通常総会にて理事長に選出されました。永沢前理事長のあとを継いで、センター創立に尽力された諸先輩の意志を思い起こしながら、努力したいと考えております。

さて、最近の税制改正は、大改正がないといっても膨大な改正が続いています。ICTという言葉が飛び交い、税務処理の電子化とAIの活用が課題となり、税務行政の変貌も勢いを増しそうです。消費税増税もすでに8%、来年10月には10%が予定される状況で、実務的には今秋からの準備が求められます。東京税財政研究センターとして、最新情報を会員の皆様にお知らせすると同時に、納税者の権利と利益を擁護する立場から、社会に情報発信をし

ていく必要性を痛感しております。

行政は役所だけが担うものではありません。「国民参加」つまり「行政の民主的統制」のためには、私たち国民が自覚的に関わらねばなりません。税務行政の内部事情にも精通している当センターが、国民的なムーブメント発展の橋渡し役を果たすことができれば望外なことです。

気候変動も著しく、相次ぐ豪雨に台風、そして大地震と続き、被災地は大変な状況かと思えます。政府の財政出動はもとより、税制面での対応も重要です。臨機応変な研究と問題提起ができるセンターを目指してまいります。会員の皆様の一層のご理解とご協力、ご参加を心よりお願いいたします。



### 新役員紹介

特別顧問

中木 金吉 山増 舟藤 藤福 平野 永千 鈴佐 坂近 窪工 大飯 浅青 八本 武角 小石 石岡  
村内 井田 山口 戸平 平田 野坂 沢田 木木 村藤 木藤 山島 井木 代川 田谷 川塚 井田  
芳 清久 潤満 豊和 悦悦 正誠 範 隆武 勝康 清 健優 健 國 啓 豊 幹 裕 俊  
昭 隆 吉 夫 郎 樹 治 良 子 雄 元 史 晃 道 昂 夫 春 美 雄 秋 正 夫 子 男 司 雄 等 一 作 雄 二 明

専務理事

副理事長

# 税務行政の民主化を求める行動や監視を

## 大衆課税強化に反対し、消費税増税に反対

第25回通常総会は8月24日(月)午後1時から、御茶ノ水全労働会館2階会議室で開催されました。総会は31名が参加、委任状48名で有効に成立。議長に千田範道会員が選出され、冒頭永沢理事長があいさつに立ちました。

### 納税者の権利を守る政治改革を



永沢氏は「安倍1強政権の下で日本の平和と民主主義が大きく脅かされた。まさに国政の私物化だ。税制改革でも法人税減税、所得税増税は明確だ。私たちは大衆課税強化に反対し、消費税10%増税には強く反対し

ている。通則法改正後も強圧的な調査が増えたといわれている。税務行政の民主化を求める行動や監視を強める必要がある。納税者の権利を守るための政治改革を勝ち取る運動を強めなければならない」と述べました。永沢理事長は本総会をもって9年にわたる理事長の任務を終えました。今後は引き続き理事としてセンターの先頭に立って活躍されます。



(松山城)

続いて来賓の4名の方が祝辞を述べました。トップは東京税経新人会副会長・青野友信氏、続いて東京土建・渡邊睦氏、全国保険医団体連合会・工藤光輝氏、最後に京都税制研究所・永野義典氏(写真/上から順)が、それぞれ「憲法に立脚した税制・税務行政を求めている。センターとの共通課題が多い(青野氏)、「税研修会」の再建を準備している。全国に広めてほしい(渡邊氏)、開業医の税金・権利のサポートの力添えを(工藤氏)、消費税の講演ではインボイスの実感の薄い中小業者の実態を感じている(永野氏)」などと述べられました。



総会はこの後、事業活動報告、決算報告、監査報告、事業活動計画、予算案の提起、討議を行いそれぞれ満場一致で採択されました。

この後新役員(1面下段)が提案され、理事長に岡田俊明氏が、新任理事には増山満樹氏が選出されました。

休憩の後、同じ会場で特別講演が行われました。

(次ページへ)

### 第59回「公開講座」ご案内

- 日時 二〇一八年十一月二日(木)午後一時三十分
- 会場 全労連会館(JR御茶ノ水駅徒歩一〇分)
- 会費 会員及び会員関係者 四、〇〇〇円  
会員以外 八、〇〇〇円

\*参加の予約があつてキャンセルの場合は、当日のテキスト代三〇〇〇円を請求します  
なお、資料の別売りは三〇〇〇円とします。

#### 内容 「東京国税局の調査方針を読み解く」

1. 平成30年度第1統括官への指示
2. 消費税増税への実務対応(第1弾)

あらかじめ日程の確保をよろしくお願ひします。

## 特別講演

# 税金裁判闘争の 歴史的経過と課題

弁護士

鶴見  
祐策



元  
祐策

この日の特別講演は、税金、税制、税務行政に関する裁判に長い経験を持ち、現在も倉敷民商（禰屋）事件の裁判で中心メンバーとなって活躍されている弁護士の鶴見祐策先生です。先生は当センターの「税務

行政、権利研究部会」のメンバーでもあります。昭和41年の荒川民商広田事件で税金に関する裁判に初登場。昭和20年からの政府の税金政策や、納税者の権利を守るために戦ったいくつもの戦いについて詳細に解説。それらの中から、最近は行政と司法の独立制の怪しい傾向が見える中で、「社会の常識に基づく権利主張の受け皿が「司法」であり、裁判所本来の役割のはず。それを貫徹させるため、社会の常識と「生活事実」に基づく論証の努力が重要である。」と締めくくりました。

### 参加者全員がメッセージ

レセプションに28名参加



総会の最後の締めはレセプション。来賓、特別講演講師含め28人が参加。青木健男理事の司会で和やかに進行。参加者全員が短いメッセージを披露しました。レセプションは予定時間いっぱい盛り上がりの中散会しました。

## 電子申告義務化の問題点

2018年度税制改正で、内国法人のうち資本金1億円をこえる大法人の法人税・消費税の確定申告書(中間・修正を含む)は、電子申告での提出が義務付けられた(平成32年4月1日以後開始事業年度～)。電子申告が困難と認められる一定の事由があるときは、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。一定の事由とは、サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、インターネットが利用できず電子申告ができない場合を指す(財務省資料)。

紙の申告書を持参又は郵送して提出した場合には無効として扱われ、無申告加算税の対象となる。そんな馬鹿な話があるかと思いきや、課税当局は、義務化対象法人の全てにおいて、電子申告義務化の「勸奨等」を行う予定だ。「勸奨等」の際には、①必ずe-TaxとeLTAXのセット、「利便性向上策」を必ず説明する、②申告書に添付すべき書類のすべても対象であること、③電子申告をしなかった場合には無申告加算税の対象になることを説明する。

電子申告制度は2004年に本格運用が開始されたが、紙媒体による申告に代えて、電子申告という手段を講じたもので、希望する納税者のみを対象とすると政府は説明した。国税庁は、2006年にオンライン利用率の目標と件数を示し、職員に過酷なノルマを課し、普及・推進を目指した。それでも電子申告の利用率は全体73.9%、そのうち大法人は56.9%である。電子申告の利用率は、中小法人の法人税・消費税についても100%(当面の利用率-国85%、地方75%)を目指すのが国策である。申告納税制度は自主申告の保障のみならず、納税者にとっても便宜であることが求められる。課税当局の効率性や行政コストの削減を前面に押し出し、一方で納税者の手続保障を阻害し、紙媒体を選択する権利を奪うのは許されないのではないかと考える。(八代 司)

## 開示資料情報

- ‘18.09.02 東京土建足立支部
  - ‘18.09.07 センター三役会議
  - ‘18.09.26 センター理事会
- 寄稿 月刊「民商」  
寄稿 「税制研究」

- ・平30/5  
個人課税第一統括官会議
  - ・平30/6  
徴収第一統括官会議
  - ・平30/7  
法人課税第一統括官会議
  - ・平30/758  
徴収・個人課税・資産課税  
法人課税統括官会議（10月）
- \*情報についてはセンターまで

## 研究部会予定

- 〈税務行政・権利研究会〉  
第92回 10月20日（土）PM11:30～  
・滞納処分行政に変化はあるか  
・「働き方の多様化」と所得税制  
——税制調査会の動き——
- 第93回 12月22日（土）PM11:30～  
〈個人課税部会〉 11月15日（木）PM3:00～  
・消費税増税について学習会
- 〈法人課税部会〉 12月20日（木）PM  
・参加はどなたでもできます。参加費は無料です。  
\*会場等はセンターまでお問合せください。

## センター活動日誌

- ‘18.07.22 豊栄民商
- ‘18.07.25 東京土建北支部
- ‘18.07.31 税理士東京地方会金川支部
- ‘18.08.26 神奈川商業団体連合会



## ザ・コラム

2018年10月から、3年間で平均1.8%、最大5%、年額で160億円にも及ぶ生活扶助基準が引き下げられる。これにより、生活保護世帯の67%に当たる世帯の生活保護費が引き下げられるという▼生活保護費は、これまでも後退に次ぐ後退を重ね、2004年から老齢加算削減・廃止、2005年からの母子加算の削減・廃止、2013年からは3年間で平均6.5%、最大で10%、年額で670億円が引き下げられた。その上に立っての今回の引き下げである。▼こうした理不尽の深層に、一体、何があるのか。私たちは誰しも、病気などで働けなくなったり、障害を負ったり、高齢になったり、一人親世帯になったり：様々なことに遭遇する中で、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持できなくなる。そのような場合に、国に対して「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を、憲法25条に基づく「権利」として制度化したのが、生活保護制度である。決して「ほどこし」ではない。ここが生活保護制度を理解する上で、最大で唯一のポイントだ。そう考えると、安倍暴走政治は正当な権利に対する挑戦だ▼もう2年近くになるが、「生活保護、なめんな」と書いたジャンパーを着た小田原市職員が長年、生活保護の仕事をしていたという事件。この事件の根っこも生活保護イコール「ほどこし」という目に見えない壁があった▼ただ、小田原市の生活保護行政は、事件を契機に「災い転じて福となる」方向に大きく舵を切りつつあると聞く。大企業を太らせ、そのおこぼれすらも削減する安倍暴走政治を、一刻も早く退場させよう。

(K・K)